

議案第16号

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

電気通信事業法の改正に伴う改正

飛驒市印鑑条例の一部を改正する条例

飛驒市印鑑条例（平成16年飛驒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。

飛騨市印鑑条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第10条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明書が記録された移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。)</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明書が記録された移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。)</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	電気通信事業法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）が公布されたことに伴い、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）が改正されたことから、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、印鑑登録証明書の交付申請が可能である移動端末設備（スマートフォン）について、電気通信事業法の規定を引用しており、同法の改正に伴い号ずれが生じたことから所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: right;">（第10条の2関係）</p>
市民への影響等	特になし
施行日	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日
備考	